検察庁のしおり





仙台地方検察庁

<表紙説明>

【検察官記章(左)と検察事務官記章(右)】

検察官記章の形は、紅色の旭日に菊の白い花弁と金色の葉があしらってあり、昭和25年に定められました。

その形が霜と日差しの組合せに似ていることから、厳正 な検事の職務とその理想像とが相まって「秋霜烈日(しゅ うそうれつじつ)のバッチ」と呼ばれているようです。

「秋霜烈日」とは、秋の冷たい霜と夏の厳しい日差しの ことで、刑罰や志操の厳しさにたとえられています。

けんさつちょう 検察庁の仕事

©検察庁はどんなところ?

検察庁は、国の機関の一つで、法務省に属しています。 検察庁では検察官や検察事務官が働いています。 対外さつかん けんさつかん けんさつかん けんさつかん けんさつかん はんじ 為くけんじ 検察官には検事、副検事がいます。

©検察官はどういう仕事をするの?

検察官は、警察官から引継ぎを受けた事件や、自ら見つけた事件の捜査をします。 捜査では犯人(被疑者といいます。)の取調べをしたり、被害者や自撃者など事件に関係のある人から話を聞いたりします。そのほか、証拠品を集めたり、証拠品を確かめたりして、その人がどんな罪になるのか、ならないのか、罪になる場合にその人を裁判にかけるかかけないかを決めます。裁判にかけることを「起訴」といいます。起訴された人のことを「被告人」といいます。

□検察官と警察官はどう違うの?

犯罪の捜査をする点では、**検察官**の仕事と警察官の仕事は同じです。 しかし、起訴することができるのは検察官だけで、警察官にはできません。

□ 検察事務官はどういう仕事をするの?

検察事務官は、こうした検察官の仕事を助け、検察官といっしょに犯罪の捜査をしたり、事件の証拠品の管理をしたり、 罰金をおさめさせたりします。



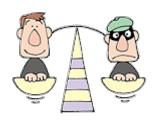




◎悪いことをしたら必ず裁判にかけられるの?

検察官は、有罪にすることができる証拠がそろっていない場合はもちろん、証拠がそろっている場合でも、その人がよく反省して立ち直ってくれそうなときなどには 裁判にかけないこともできます。

このように裁判にかけないことに決めることを「**不起訴処分**」といいます。





○検察庁と裁判所の関係は?

検察官は、「起訴」した事件について、裁判所に証拠を提出して有罪であることを証明します。そうすると、裁判所は、「判決」で、犯した罪の重さに応じた刑罰を決めます。このような判決を「有罪判決」といいます。

また、**検察官**は、判決で決まった刑罰をきちんと受けさせるように手続きをとり、 判決の内容が正しく行われるように見守ります。

けんさつちょう **②検察庁ってどこにあるの?**

検察庁は仕事の内容によって4種類あります。

☆ **高等検察庁** 東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌・高松の8か所に

あります。

50か所にあります。

せんだいちほうけんさつちょう ②仙台地方検察庁の組織ってどうなってるの?

がほうけんさつちょう 地方検察庁の長である検事は「検事正」とよばれます。

その人のもとに、仕事の内容によって、「部」や「局」などに分かれて多くの人がいろいろな仕事をしています。

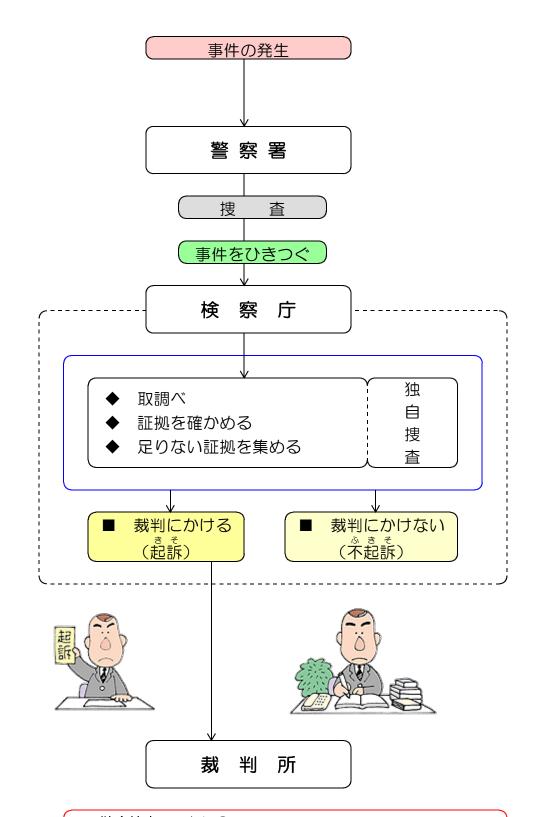
また、石巻や古川など仙台から離れた市と町には「**支部**」があり、それぞれの地域の仕事をしています。

仙台地方検察庁には7つの**区検察庁**があります。

ひがいしゃそうだんしつ被害者相談室

もし、犯罪の被害にあったら、「これからどうしたらいいのか、どうなっていくのか。」と、 とても不安になったり、とまどったりすると思います。検察庁には、そのような人たちの そうだん 相談にのる「被害者支援員」がいます。

検察庁の仕事



- Q 独自捜査ってなに?
- A 検察官が自分で事件を見つけて捜査をすることをいいます。

検察庁と裁判所

判決に従って検察庁はいろいろな仕事をします。

刑の執行

刑務所

執行事務

刑務所に入らなければならない刑罰が決まったら、検察官の指示で、刑務所に入れる手続をとります。

罰金の徴収

●徴 収事務

罰金の刑が決まったら、検察官の指示で徴 収手続をとります。

判決

裁判所

前科の管理

●犯歴事務

有罪判決を受け、その判決が決まったこと を前科といい、検察庁ではコンピュータ を使って管理しています。

検察官は、裁判にかけた 事件について、その人が 罪を犯したことを証明し て、裁判所に判決しても らう。

記録などの保管

●記録事務

裁判で使った書類や判決書は検察庁で保 管しています。





検察官

被告人

弁護人

裁判員制度について

平成21年5月21日から裁判員制度が始まりました。

○裁判員が参加する事件は?

裁判員が参加する主な事件は次のとおりです。



サイバンインニ

人を殺した事件(殺人)

強盗が人にけがをさせ、あるいは、死亡させた事件(強盗致死傷) 人にけがをさせ、その結果、死亡させた事件(傷害致死) ひどく酒に酔った状態で自動車を運転して人をひき、死亡させた事件(危険運転 致死)

人が住んでいる家に放火した事件(現住建造物等放火) 身の代金を取る目的で、人を誘拐した事件(身の代金目的誘拐) 子供に食事を与えず、放置して、死亡させた事件(保護責任者遺棄致死) ざいさんじょう りえき え 財産上の利益を得る目的で覚せい剤を密輸入した事件(覚せい剤取締法違反)

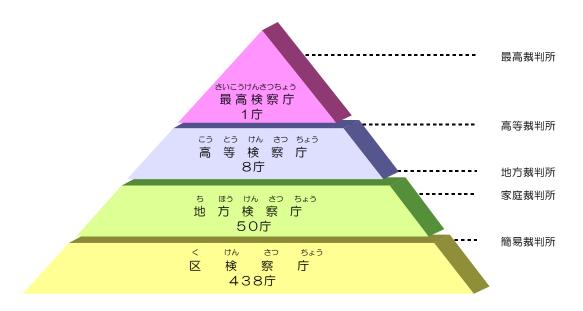
● さいばんいんさいばん ● 裁判員裁判における検察の取組

検察官は、裁判員が内容を十分に理解し、安心して裁判に参加できるように、難 しい言葉を身近な表現に置き換えるなどして、分かりやすく裁判が行われるように取 り組んでいます。

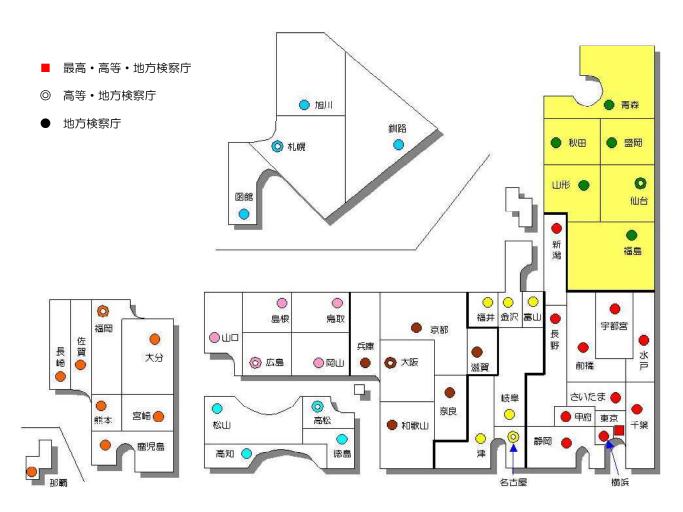


裁判員裁判のようす(模擬裁判)

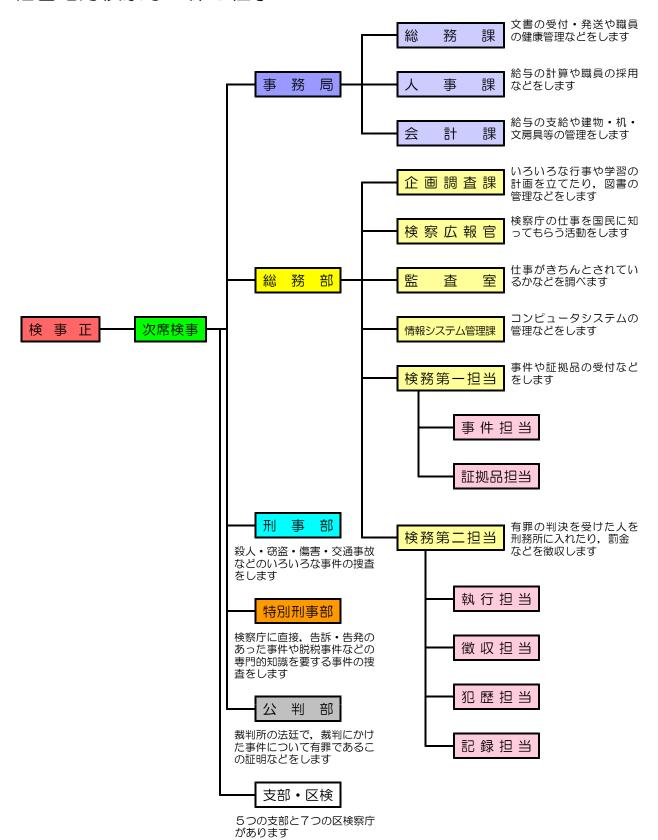
検察庁の組織

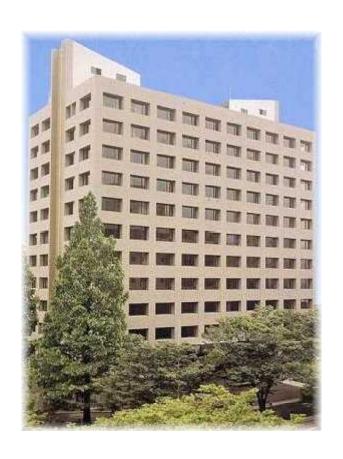


検察庁の所在地



仙台地方検察庁の係と仕事





検察庁のしおり(作成:令和元年9月)

作 成 仙台地方検察庁

住 所 仙台市青葉区片平一丁目3番1号

(仙台法務総合庁舎内)

電 話 (代表) 022-222-6151

このしおりに関するご質問等は検察広報官(内線2342)までお問い合わせください。